

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	豊岡市立神鍋高原観光施設	所在地	豊岡市日高町栗栖野59番地の2、59番地の51
設置目的	住民及び来訪者への利用に供することにより、地域の活性化を図るため。		
規模	【施設概要】 ①神鍋高原キャンプ場 敷地：37,486㎡（栗栖野区・名色区所有） ※管理棟、炊事棟、トイレ等建物及び付属設備は兵庫県所有 ②神鍋高原野外ステージ ステージ220㎡、ミキサースペース12㎡ ③神鍋高原体育館 鉄骨鉄筋コンクリート造 812.4㎡（体育館・ポンプ室）	設置年月日	①1975（昭和50）年4月 ②1987（昭和62）年 ③1971（昭和46）年12月

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	アップかんなべ株式会社	指定期間	2017年4月1日から2022年3月31日
指定管理業務の内容	住民及び来訪者のスポーツ活動、レクリエーション活動、文化活動等の支援のため、神鍋高原観光施設（神鍋高原体育館、神鍋高原キャンプ場及び神鍋高原野外ステージ）の使用等に関する業務及び観光施設の維持管理を行う。	指定管理料（千円）	なし

3 総合評価

施設所管課の評価（一次評価）	管理運営方法の見直し		
	指定期間中の導入効果及び課題	【導入効果】 民間の経営ノウハウにより、市場動向や利用者ニーズを捉え、当該施設だけではなく地域の他事業者とも連携するなど、運営管理への創意工夫が見られ、神鍋高原の自然を活かしたアクティビティの魅力向上に大いに貢献している。利用者数も年々増加している。（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響の大きかった2020年度を除く） 【課題】 施設の設置から相当の経過年数があり、施設の老朽化による修繕や設備の陳腐化による更新の必要が生じている。（利用者からの意見・要望あり）神鍋高原キャンプ場の建物・付属設備は兵庫県の所有のため協議が必要であり、スピード感を持った対応が困難。	
		■ 指定管理者制度 □ 直営	
	今後の管理形態	理由	①管理運営のノウハウと経費面においても、直営よりも指定管理者制度を継続する方が有利であると考えられる。 ②指定管理者制度により利用者が増加している。 上記の理由により、引き続き指定管理者制度を継続するが、神鍋高原体育館については公共施設再編計画に基づく施設の方向性である「民宿客の利用に限定されているため、条件が整い次第、地元の観光事業者へ譲渡するか、受け皿が無い場合は廃止する」を視野に手続きを進める。
	指定管理者制度を継続する場合		
	選定方法	■ 公募 □ 非公募	
	非公募の場合、その理由		
	今後の改善点		
・利用者増加に対応するための業務の効率化、人員配置、安全対策の検討・見直し。 ・神鍋高原キャンプ場の建物・付属設備の兵庫県から市への譲渡及び将来の民間譲渡の検討。			
制度所管部等の評価（二次評価）	指定管理者制度導入の効果が認められるため、引き続き同制度による管理運営が適当であると判断する。指定期間は3年間、選定方法については、非公募により指定管理者の募集を行う。ただし、早期に施設の譲渡または廃止の結論を出すということだが、借地上的の物件であるという異例の形であるため、十分な議論をすること。		